

第三條中「満期日」ヲ「満期」ニ、「償還又ハ支拂」ヲ「支拂」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

特別ノ事情アル場合ニ於テハ命令ノ定期日」ヲ「満期」ニ改メ同條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

トヲ得

第四條中「償還請求權」ヲ「遡求權」ニ、「満期日」ヲ「満期」ニ改メ同條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

トヲ得

但シ其ノ權利ノ行使ニ要スル費用ガ其ノ行使ニ依リテ得ベキ金額ヲ超ユルモノト認メラル場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ權利ノ全部又ハ一部ヲ行使セズ又ハ一時行使ゼザルコトヲ得

第五條中「償還請求權」ヲ「遡求權」ニ、「百分六十」ヲ「百分ノ七十」ニ、「償還ノ請求ヲ爲サザルコト」ヲ「遡求權」ヲ行ハザルコト」ニ改ム

第七條第一項中「商品ヲ輸出シタル爲受取りタル約束手形」ヲ「命令ノ定ムル所ニ依リ商品ノ輸出ノ爲受取りタル約束手形又ハ振出シタル荷爲替手形以外ノ爲替手形」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム本法施行前ニ銀行ガ買取リタル手形ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

（國務大臣伍堂卓雄君演壇ニ登ル）

○國務大臣（伍堂卓雄君） 輸出補償法中改正法律案提案ノ理由ヲ御説明申上げマス、政府ハ昭和五年ヨリ輸出補償法ヲ制定施行シ、輸出手形ニ對スル金融ノ便ヲ圖リ、本

邦商品ノ販路開拓ヲ促シ、輸出貿易増進上、相當ノ效果ヲ收メテ參ツノデアリマス、併シナガラ最近ノ通商情勢ノ變化ニ對應致シ

マシテ、輸出補償制度ヲ積極的ニ活用スルガ爲ニハ、本制度ヲ擴充スルノ必要ヲ認メマスノデ、茲ニ輸出補償法ヲ改正シ、補償限度ノ引上ヲ行フト共ニ、他面外國ノ施行

スル爲替管理等ニ因リ、手形ガ不渡トナリタル場合ノ損失ヲモ補償シ得ルコトトシ、又長期信用ニ依ル重工業品等ノ輸出ニ對シ

マシテモ、本制度ヲ適用スルノ途ヲ開キ、愈々輸出貿易金融ノ圓滑ヲ圖リ、本邦商品ノ販路ノ維持開拓ニ努メ、以テ輸出貿易ノ伸張ヲ期セムトスル次第アリマス、何卒十

愈々輸出貿易金融ノ圓滑ヲ圖リ、本邦商品ノ販路ノ維持開拓ニ努メ、以テ輸出貿易ノ伸張ヲ期セムトスル次第アリマス、何卒十

案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス、山崎農林大臣

（「異議ナシ」と呼フ者アリ）

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年三月十九日

衆議院議長 富田幸次郎

貴族院議長公爵近衛文麿殿

漁船保險法案

漁船保險法案

第一章 漁船保險組合

第一條 漁船ノ所有者ハ其ノ所有スル漁船（漁具ヲ含ム）ニ付相互保険ヲ爲ス目的ヲ以テ漁船保險組合ヲ設立スルコトヲ得

保険ノ目的タルベキ漁船ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 漁船保險組合ハ法人トス

第三條 組合ハ其ノ名稱中ニ漁船保險組合ナル文字ヲ用フベシ

漁船保險組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ漁船保險組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第四條 本法ニ依リ登記すべき事項ハ其ノ事實ノ生ジタル後二週間以内ニ之ヲ各事務所ノ所在地ニ於テ登記スベシ

登記すべき事項ニシテ行政官廳ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

本法ニ依リ登記すべき事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五條 組合ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ區域ヲ定メ其ノ區域内ニ於テ組合員タルベキ資格ヲ有スル者ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ理事及監事ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六條 組合ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 目的

二 名稱

三 區域

四 事務所ノ所在地

五 保険ノ目的及保険料率

六 準備金ノ積立及管理ノ方法

七 剰餘金處分及不足金填補ノ方法

八 組合員タル資格ニ關スル規定

九 組合員ノ加入及脫退ニ關スル規定

十 事業執行ニ關スル規定

十一 役員ニ關スル規定

十二 組合方公告ヲ爲ス方法

十三 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由トキハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

一 前條第一號乃至第三號、第十二號及第十三號ニ掲ゲタル事項

二 事務所

三 設立認可ノ年月日

四 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第八條 組合ハ組合員ヲシテ一定ノ保険料ヲ釀出セシムルノ外定款ノ定ムル所

ニ依リ追徴金ヲ醸出セシムルコトヲ得
前項ノ保険料及追徴金ニ關スル制限ハ
命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ保
險金額ヲ削減スルコトヲ得

第十條 組合員ハ組合ニ醸出スペキ保険
料及追徴金ヲ付相殺ヲ以テ組合ニ對抗
スルコトヲ得ズ

第十一條 保険ノ目的ノ讓受人ハ組合ノ
承諾ヲ得テ讓受人ノ權利義務ヲ承繼ス
ルコトヲ得

組合ハ正當ノ事由ナクシテ前項ノ承諾
ヲ拒ムコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ保険ノ目的ニ付相續其
ノ他ノ包括承繼アリタル場合ニ之ヲ準
用ス

第十二條 組合ハ保険ノ目的タル漁船ニ
付滅失、沈没、損傷其ノ他ノ事故ニ因リ
テ生ジタル損害ヲ填補スルモノトス

前項ノ事故及填補スベキ損害ノ範圍ニ關
シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 組合ノ責任ハ定款ニ別段ノ定
アル場合ヲ除クノ外組合ガ保険料ヲ受
領シタル日ノ翌日ニ始マル

第十四條 組合員ハ損害ノ防止輕減ヲ力
ムルコトヲ要ス但シ之ガ爲必要又ハ有
益ナリシ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
組合ニ墳補ス

第十五條 組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依
リ保険ノ目的タル漁船ノ構造、設備、漁
業ノ種類等ニ付重大ナル變更ヲ加ヘン
トスルトキヘ豫メ組合ニ通知スベシ
保険ノ目的タル漁船ノ危險ガ其ノ構
造、設備、漁業ノ種類等ノ重大ナル變
更ニ因リ著シク增加スル場合ニ於テハ

ニ依リ追徴金ヲ醸出セシムルコトヲ得
前項ノ保険料及追徴金ニ關スル制限ハ
命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ保
險金額ヲ削減スルコトヲ得

第十條 組合員ハ組合ニ醸出スペキ保険
料及追徴金ヲ付相殺ヲ以テ組合ニ對抗
スルコトヲ得ズ

第十一條 保険ノ目的ノ讓受人ハ組合ノ
承諾ヲ得テ讓受人ノ權利義務ヲ承繼ス
ルコトヲ得

組合ハ正當ノ事由ナクシテ前項ノ承諾
ヲ拒ムコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ保険ノ目的ニ付相續其
ノ他ノ包括承繼アリタル場合ニ之ヲ準
用ス

第十二條 組合ハ保険ノ目的タル漁船ニ
付滅失、沈没、損傷其ノ他ノ事故ニ因リ
テ生ジタル損害ヲ填補スルモノトス

前項ノ事故及填補スベキ損害ノ範圍ニ關
シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 組合ノ責任ハ定款ニ別段ノ定
アル場合ヲ除クノ外組合ガ保険料ヲ受
領シタル日ノ翌日ニ始マル

第十四條 組合員ハ損害ノ防止輕減ヲ力
ムルコトヲ要ス但シ之ガ爲必要又ハ有
益ナリシ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
組合ニ墳補ス

第十五條 組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依
リ保険ノ目的タル漁船ノ構造、設備、漁
業ノ種類等ニ付重大ナル變更ヲ加ヘン
トスルトキヘ豫メ組合ニ通知スベシ
保険ノ目的タル漁船ノ危險ガ其ノ構
造、設備、漁業ノ種類等ノ重大ナル變
更ニ因リ著シク增加スル場合ニ於テハ

ニ依リ追徴金ヲ醸出セシムルコトヲ得
前項ノ保険料及追徴金ニ關スル制限ハ
命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ保
險金額ヲ削減スルコトヲ得

第十條 組合員ハ組合ニ醸出スペキ保険
料及追徴金ヲ付相殺ヲ以テ組合ニ對抗
スルコトヲ得ズ

第十一條 保険ノ目的ノ讓受人ハ組合ノ
承諾ヲ得テ讓受人ノ權利義務ヲ承繼ス
ルコトヲ得

組合ハ正當ノ事由ナクシテ前項ノ承諾
ヲ拒ムコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ保険ノ目的ニ付相續其
ノ他ノ包括承繼アリタル場合ニ之ヲ準
用ス

第十二條 組合ハ保険ノ目的タル漁船ニ
付滅失、沈没、損傷其ノ他ノ事故ニ因リ
テ生ジタル損害ヲ填補スルモノトス

前項ノ事故及填補スベキ損害ノ範圍ニ關
シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 組合ノ責任ハ定款ニ別段ノ定
アル場合ヲ除クノ外組合ガ保険料ヲ受
領シタル日ノ翌日ニ始マル

第十四條 組合員ハ損害ノ防止輕減ヲ力
ムルコトヲ要ス但シ之ガ爲必要又ハ有
益ナリシ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
組合ニ墳補ス

第十五條 組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依
リ保険ノ目的タル漁船ノ構造、設備、漁
業ノ種類等ニ付重大ナル變更ヲ加ヘン
トスルトキヘ豫メ組合ニ通知スベシ
保険ノ目的タル漁船ノ危險ガ其ノ構
造、設備、漁業ノ種類等ノ重大ナル變
更ニ因リ著シク增加スル場合ニ於テハ

組合ハ組合員ニ對シ其ノ變更ヲ制限シ
其ノ他必要ナル處置ヲ爲サシムルコト
ヲ得

第十六條 組合ハ保険ノ目的タル漁船ニ
關シ調査ヲ爲シ又ハ組合員ヲシテ通常
額ノ全部又ハ一部ニ付填補ノ責ヲ免ル
ルコトヲ得

一 組合員保険ノ目的タル漁船ニ付損
害ノ防止輕減ヲ怠リタルトキ

二 組合員第十五條第一項ノ規定ニ依
ル通知ヲ怠リ又ハ同條第二項ノ規定
ニ依ル組合ノ指示ニ從ハザルトキ

三 組合員前條ノ規定ニ依ル組合ノ調
査ヲ拒ミ又ハ組合ノ指示ニ從ハザル
トキ

第十七條 左ノ場合ニ於テハ組合ハ填補
額ノ全部又ハ一部ニ付填補ノ責ヲ免ル
ルコトヲ得

第十八條 組合ハ組合員ノ故意又ハ重大
ナル過失ニ因リテ生ジタル損害ヲ填補
スル者ノ故意ニ因リテ生ジタル損害ニ
付亦同ジ

第十九條 組合ニハ理事及監事ヲ置クベ
シ

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ
之ヲ選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ
組合員ニ非ザル者ヨリ之ヲ選任スルコ
トヲ得

第二十條 組合員ハ總會ニ於テ各一箇ノ
前項但書ノ規定ニ依ル選任ハ行政官廳
ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ
生ゼズ

第二十一條 組合員ハ總會ニ於テ各一箇ノ
前項但書ノ規定ニ依ル選任ハ行政官廳
ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ
生ゼズ

第二十二條 組合員ハ總組合員五分ノ一
以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的及招集ノ
事由ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出シ
テ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第二十三條 組合員ハ三月前ニ豫告ヲ爲
スル責ニ任ゼズ船長其ノ他漁船ヲ指揮
シ付亦同ジ

第二十四條 組合員ハ左ノ事由ニ因リテ
脱退ス但シ第一號ノ場合ニ付テハ定款
ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スルコトヲ得

一 保險關係ノ消滅

二 死亡

三 破産

四 除名

第二十五條 組合員ハ組合ヲ脱退シタル
トキト雖モ脱退ノ日ノ屬スル事業年度
ノ追徴金及保険金額ノ削減ニ對シテハ
其ノ義務ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十六條 行政官廳必要ト認ムルトキ
ハ理事ヲシテ組合ノ事業又ハ財產ニ關
スル報告ヲ爲サシメ、組合ノ事業又ハ

組合ハ組合員ニ對シ其ノ變更ヲ制限シ
其ノ他必要ナル處置ヲ爲サシムルコト
ヲ得

第二十一條 總會ノ決議ハ本法又ハ定款
ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シ
タル組合員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之
ヲ爲ス

組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ書面又
ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト看做ス
但シ同居ノ成年者又ハ組合員ニ非ザレ
代理人タルコトヲ得ズ

第二十二條 組合員ハ總組合員五分ノ一
以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的及招集ノ
事由ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出シ
テ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第二十三條 組合員ハ三月前ニ豫告ヲ爲
スル責ニ任ゼズ船長其ノ他漁船ヲ指揮
シ付亦同ジ

第二十四條 組合員ハ左ノ事由ニ因リテ
脱退ス但シ第一號ノ場合ニ付テハ定款
ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スルコトヲ得

第一十八條 民法第四十四條第一項、第
四十五條第二項第三項、第四十八條、第
五十條、第五十二條第二項、第五十三
條乃至第五十五條、第五十九條、第六
十條、第六十一條第一項、第六十二條、
第六十四條、第六十六條、第七十條及
第七十三條乃至第八十三條、非訟事件
手續法第三十五條第二項、第三十六條、
第三十七條ノ二、第一百二十二條、第一百
三十六條乃至第一百三十八條、第一百四十
二條乃至第一百五十一條ノ六、第一百五十
四條乃至第一百五十七條、第一百七十五條、
第一百七十六條、第一百七十八條及第一百九
十五條ノ二竝ニ家畜保險法第八條乃至
第十條、第十二條第二項、第十四條、
第十八條第二項、第三十五條乃至第四
十條、第四十二條、第四十四條、第四
十七條、第五十一條乃至第五十七條、
第六十條、第六十二條乃至第七十二條、
第七十四條、第七十九條及第八十一條
乃至第八十六條ノ規定ハ漁船保險組合
ニ之ヲ準用ス但シ民法第四十五條第三
項、第四十八條第一項及第七十七條ノ
規定中一週間トアルハ二週間トシ家畜

保険法第六十二條乃至第七十條、第七十二條及第八十三條乃至第八十五條ノ規定中組合ノ分割ニ關スル規定ヲ除ク

商法第三百八十六條乃至第三百九十五條、第三百九十七條、第三百九十九條乃至第四百條、第四百三條第一項、第四百十二條、第四百十三條、第四百五條乃至第四百十七條、第六百七十一條第一號乃至第三號、第六百七十二條

乃至第四百條、第四百三條第一項、第六百七十四條第一項第二項及第六百七十五條乃至第六百七十九條ノ規定ハ本法ニ依ル漁船保険ニ之ヲ準用ス但シ第六百七十二條第一項ノ規定

中六箇月間及第六百七十四條第一項ノ規定中三箇月トアルハ命令ヲ以テ定ム

ル期間トス

第二章 漁船再保険

第二十九條 本法ニ依ル漁船保険ノ再保険事業ハ政府之ヲ管掌ス

第三十條 組合方漁船保険ノ引受ヲ爲シタルトキハ之ニ因リテ政府ト組合トノ間ニ再保險關係成立スルモノトス

第三十一條 再保險金額及再保險料ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 組合ハ漁船保険ノ引受ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政

府ニ對シテ其ノ旨ヲ通知スベシ

令ノ定ムル所ニ依リ再保險金額ノ全部又ハ一部ノ支拂ノ責ニ任せズ

一組合ガ法令又ハ定款ニ違反シテ填補ヲ爲シタルトキ

二 組合ガ填補額ヲ不當ニ認定シテ填補ヲ爲シタルトキ

三 組合ガ不正ノ目的ヲ以テ前條ノ規

定ニ依ル通知ヲ怠リ又ハ不實ノ通知ヲ爲シタルトキ

第三十四條 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ委付ニ因リテ取得シタル一切ノ權利行使又ハ處分ニ關スル事項ヲ定メ政府ノ承認ヲ受クベシ

政府ハ前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ組合ニ對シ其ノ再保險金額ノ支拂ヲ爲スモノトス

前項ノ規定ニ依リ再保險金額ノ支拂ヲ受けタル組合ハ委付ニ因リテ取得シタル一切ノ權利ヲ行使シ又ハ處分シテ得タル金額ヨリ之ガ行使又ハ處分ニ要シタル費用ヲ控除シタル殘額ノ中再保險金額ノ保険金額ニ對スル割合ニ依リテ算出しタル金額ヲ遲滞ナク政府ニ還付スペシ

前三項ノ規定ハ第二十八條ノ規定ニ依リ準用シタル商法第四百十五條及第四百六條ノ規定ニ依リ組合方權利ヲ取得シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 組合方再保險ニ關スル事項

テハ政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ漁船再保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ審査ノ請求ハ時效ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

漁船再保險審査會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條 商法第三百九十一條、第三百九十二條、第三百九十九條、第四百條、第四百十二條及第四百十七條並ニ家畜保險法第九十九條ノ規定ハ本法ニ依ル漁船再保險ニ之ヲ準用ス

第三十七條 左ノ場合ニ於テハ漁船保険

組合ノ理事、監事又ハ清算人ヲ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十八條 第三條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上二百圓以下の過料ニ處ス

第三十九條 非訟事件手續法第二百六條トキ

二 本法ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リシテ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隠蔽シタルトキ

三 行政官廳又ハ總會若ハ總代會ニ對シテ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隠蔽シタルトキ

四 本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ又ハ其ノ検查ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令若ハ處分ニ從ハザルトキ

五 本法ニ依ル總會又ハ總代會ノ招集ヲ怠リタルトキ

六 組合ノ目的ニ非ザル事業ヲ爲シタルトキ

七 本法ニ依リ事務所ニ備へ置クベキ書類ヲ備へズ其ノ書類ニ記載スペキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

八 本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セザルトキ

九 第二十八條ノ規定ニ依リ準用シタル家畜保險法第五十四條、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

十 本法ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

十一 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ辨済ヲ爲シ又ハ組合財產ノ處分ヲ生ズルトキハ之ヲ積立ツベシ

第十一條 本會計ニ於テ決算上剩餘金ヲ生本會計ノ歲計ニ不足アルトキハ積立ヨリ之ヲ補足スペシ

第十二條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

ヲ處分シ又ハ追徵金ヲ取立テ若ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

第三十九條 第三條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上二百圓以下の過料ニ處ス

第三十九條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因ア議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年三月十九日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

衆議院議長 富田幸次郎

漁船再保險特別會計法案

昭和十二年三月十九日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

漁船再保險特別會計法案

第一條 漁船保險法ニ依ル漁船再保險事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ

事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ

前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得

ル金額ハ純再保險料ヲ以テ再保險金及

再保險料ノ還付金ヲ支辨スルニ不足ス

ル金額ヲ限度トス

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕

アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ル

ベシ

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足

アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借

入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年

度内ニ之ヲ返還スペシ

第七條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保

有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運

用スルコトヲ得

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫

算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之

ヲ帝國議會ニ提出スペシ

第九條 本會計ノ每年度歲出豫算ニ於ケ
ル事業費ノ支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰
越使用スルコトヲ得

附 則

本法ハ昭和十二年度ヨリ之ヲ施行ス

一般會計ハ當分ノ内毎年度豫算ノ定ムル

金額ヲ本會計ニ繰入ルルコトヲ得

森林火災國營保險法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年三月十九日

衆議院議長 富田幸次郎

貴族院議長公爵近衛文麿殿

森林火災國營保險法案

森林火災國營保險法

第一條 政府ハ本法ニ依リ森林火災保險

ヲ行フ

第二條 森林火災保險ニ於テハ政府ガ森

林ニ付火災ニ因リテ生ズルコトアルベ

キ損害ヲ填補スルコトヲ約シ保險契約

者ガ對償トシテ政府ニ保險料ヲ支拂フ

コトヲ約スルモノトス

保險料ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ

定ム

第三條 保險ノ目的ハ勅令ノ定ムル所ニ

依リ林齡二十年以下ノ森林トス

第四條 被保險者ハ保險ノ目的ノ所有者

ニ限ル

第五條 保險料ハ保險契約ノ申込ト同時

ニ保險期間ノ全部ニ對シ之ヲ拂込ムベ

シ但シ保險期間ガ一年ヲ超ユル場合ニ

在リテハ之ヲ分割シテ拂込ムコトヲ

得

前項但書ノ規定ニ依リ保險料ヲ分割シ

テ拂込ム場合ニ在リテハ當該保險料期

間ノ開始ニ至ル迄ニ之ヲ拂込ムベシ其

ノ拂込ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ爾

後其ノ效力ヲ失フ

第六條 政府保險契約ノ申込ヲ承諾シタ

ルトキハ保險證書ヲ作成シ之ヲ保險契

約者ニ交付ス

保險證書ニ記載スペキ事項ハ命令ヲ以

テ之ヲ定ム

第七條 保險契約ニ因ル政府ノ責任ハ特

約アル場合ヲ除クノ外保險證書作成ノ

日ノ翌日ニ始マル

第八條 保險契約者又ハ被保險者ノ詐欺

ニ因ル保險契約ハ之ヲ無効トス

第九條 同一ノ目的ノ全部又ハ一部ニ付

保險契約ヲ申込ノ當時他ノ保險契約存
スルトキ又ハ保險契約ノ申込後他ノ保
險契約ヲ締結シタルトキ若ハ他ノ保險
契約ヲ變更シタルトキハ之ヲ政府ニ申
告スベシ同一ノ目的ノ全部又ハ一部ニ
付第三者ノ締結シタルトキハ保險契約ノ存
スルコト又ハ其ノ變更アリタルコトヲ知
リタルトキ亦同ジ

前項ノ申告ヲ怠リタルトキハ政府ハ損
害ヲ填補スル責ニ任ゼザルコトヲ得

第十條 保險金額ハ勅令ヲ以テ定ムル標
準ニ依リ算出シタル金額(標準金額)ヲ

超ユルコトヲ得ズ

保險金額ガ標準金額ヲ超過シタルトキ

ハ其ノ超過シタル部分ニ付テハ保險契
約ハ之ヲ無効トス

第十一條 同一ノ目的ニ付本法ニ依ル保
險金額ガ標準金額ヲ超過シタルトキハ
保險契約ノ外他ノ保險契約存スル場合ニ
於テ保險金額ノ總額ガ保險價額ヲ超過
シタルトキハ政府ノ負擔額ハ本法ニ依
ル保險契約ノ保險金額ト他ノ保險契約
ノ保險金額トノ割合ニ依リテ之ヲ定ム
但シ其ノ政府ノ負擔額ガ損害額ヨリ他
ノ保險者ノ負擔額ヲ控除シタル殘額ヲ
超ユル場合ニ於テハ其ノ殘額ヲ以テ政
府ノ負擔額トス

第十二條 保險證書ニ記載シタル事項ト

異リタル事實アル爲保險料トシテ拂込

ミタル金額ガ正當ニ拂込ムベキ保險料ノ
ニ達セザルトキハ拂込ミタル保險料ノ
正當ニ拂込ムベキ保險料ニ對スル割合
ニ依リ保險金額ヲ減額ス

第十三條 保險價額ガ標準金額ヲ超過シ

タルトキハ保險金額ノ標準金額ニ對ス

ル割合ニ依リテ損害ヲ填補ス但シ其ノ

填補額ハ損害ガ生ジタル區域内ニ於ケ
ル割合ヲ保險金額ニ乘ジタル額ヲ超エ

保險ノ目的ノ價額ノ保險價額ニ對ス

ザルモノトス

保險價額ガ標準金額以下ナルトキハ保

險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニ依リ

テ損害ヲ填補ス

第十四條 保險ノ目的ノ一部ニ付損害ヲ

填補シタル場合ニ於テハ爾後其ノ保險

料期間内ニ損害填補ニ付テハ前ニ損害

ガ生ジタル區域ト其ノ他ノ區域トニ依

リ各別ニ計算ス

第十五條 左ノ場合ニ於テハ政府ハ損害

ヲ填補スル責ニ任ゼズ

一 損害ガ保險契約者又ハ被保險者ノ

故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジ

タルトキ

二 保險契約者又ハ被保險者ガ損害ノ

故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジ

タルトキ

三 損害ガ戰争其ノ他ノ變亂、地震又

ハ噴火ニ因リテ生ジタルトキ

ハ噴火ニ因リテ生ジタルトキ

害ノ防止ニ力ムルコトヲ要ス

第十六條 被保險者ハ其ノ負擔ニ於テハ被

保險者ハ當然其ノ契約ノ利益ヲ享受ス

第十七條 保險契約ハ他人ノ爲ニモ之ヲ

締結スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被

保險者ハ當然其ノ契約ノ利益ヲ享受ス

第十八條 保險ノ目的ヲ取得シタル者ハ

保險契約ニ因リテ生ジタル權利義務ヲ

承継ス

第十九條 保險期間中危險ガ著シク增加

ル割合ニ依リテ損害ヲ填補ス但シ其ノ

填補額ハ損害ガ生ジタル區域内ニ於ケ
ル割合ヲ保險金額ニ乘ジタル額ヲ超エ

保險ノ目的ノ價額ノ保險價額ニ對ス

ザルモノトス

保險價額ガ標準金額以下ナルトキハ保

險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニ依リ

テ損害ヲ填補ス

第十四條 保險ノ目的ノ一部ニ付損害ヲ

填補シタル場合ニ於テハ爾後其ノ保險

料期間内ニ損害填補ニ付テハ前ニ損害

ガ生ジタル區域ト其ノ他ノ區域トニ依

リ各別ニ計算ス

第十五條 左ノ場合ニ於テハ政府ハ損害

ヲ填補スル責ニ任ゼズ

一 損害ガ保險契約者又ハ被保險者ガ損害ノ

故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジ

タルトキ

二 保險契約者又ハ被保險者ガ損害ノ

故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジ

タルトキ

三 損害ガ戰爭其ノ他ノ變亂、地震又

ハ噴火ニ因リテ生ジタルトキ

ハ噴火ニ因リテ生ジタルトキ

害ノ防止ニ力ムルコトヲ要ス

第十六條 被保險者ハ其ノ負擔ニ於テハ被

保險者ハ當然其ノ契約ノ利益ヲ享受ス

第十七條 保險契約ハ他人ノ爲ニモ之ヲ

締結スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被

保險者ハ當然其ノ契約ノ利益ヲ享受ス

第十八條 保險ノ目的ヲ取得シタル者ハ

保險契約ニ因リテ生ジタル權利義務ヲ

承継ス

第十九條 保險期間中危險ガ著シク增加

ル割合ニ依リテ損害ヲ填補ス但シ其ノ

填補額ハ損害ガ生ジタル區域内ニ於ケ
ル割合ヲ保險金額ニ乘ジタル額ヲ超エ

保險ノ目的ノ價額ノ保險價額ニ對ス

ザルモノトス

保險價額ガ標準金額以下ナルトキハ保

險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニ依リ

テ損害ヲ填補ス

第十四條 保險ノ目的ノ一部ニ付損害ヲ

填補シタル場合ニ於テハ爾後其ノ保險

料期間内ニ損害填補ニ付テハ前ニ損害

ガ生ジタル區域ト其ノ他ノ區域トニ依

リ各別ニ計算ス

第十五條 左ノ場合ニ於テハ政府ハ損害

ヲ填補スル責ニ任ゼズ

一 損害ガ保險契約者又ハ被保險者ガ損害ノ

故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジ

シ其ノ解除ハ將來ニ向テノミ其ノ效力

ヲ生ズ

保険期間中危險ガ著シク增加シタルトキハ保險契約者又ハ被保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遲滯ナク之ヲ通知スベシ若シ其ノ通知ヲ怠リタルトキハ政府

ハ危險增加ノ時ヨリ保險契約ガ其ノ效力ヲ失ヒタルモノト看做スコトヲ得

政府ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ危險

ノ增加ヲ知リタル後遲滯ナク契約ノ解除ヲ爲サザルトキハ其ノ契約ヲ承認シタルモノトス

第二十條 保險契約ノ全部又ハ一部ガ無効ナルトキ、其ノ效力ヲ失ヒタルトキ又ハ解除セラレタルトキ雖モ保險料

ヘ之ヲ返還セズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險料ヲ返還ス

一 保險契約ノ全部又ハ一部ガ無効ナル場合ニ於テ保險契約者及被保險者ガ善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキ

又ハ解除セラレタルトキ雖モ保險料

ヘ之ヲ返還セズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險料ヲ返還ス

第二十一条 保險契約ノ全部又ハ一部ガ無効ナルトキ又ハ解除セラレタルトキ雖モ保險料

ヘ之ヲ返還セズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險料ヲ返還ス

第二十條 保險契約ノ全部又ハ一部ガ無効ナルトキ、其ノ效力ヲ失ヒタルトキ又ハ解除セラレタルトキ雖モ保險料

ヘ之ヲ返還セズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險料ヲ返還ス

第二十條 保險契約ノ全部又ハ一部ガ無効ナルトキ又ハ解除セラレタルトキ雖モ保險料

ヘ之ヲ返還セズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險料ヲ返還ス

間ガ一年以上ナルトキ

第二十一條 同一ノ目的ニ付引續キ五年

間政府ノ負擔ニ歸スベキ損害ノ發生ナ

クシテ保險契約ガ存續シタル場合ニ於

テ更ニ契約ガ存續スルトキハ政府ノ命

令ノ定ムル所ニ依リ保險料ノ一部ヲ拂

戻スコトヲ得保險ノ目的ガ林齡十五年

ヲ超ユル場合ニ於テ其ノ目的ニ付林齡

ベキ損害ノ發生ナクシテ契約ガ存續シタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依ル拂戻ノ義務ハ二年ヲ

超過シタルトキハ时效ニ因リテ消滅ス

第二十二條 保險契約者被保險者又ハ保

險金ニ付權利ヲ有スル者ガ森林火災

保険ニ關スル事項ニ付政府ニ對シテ

民事訴訟ヲ提起スルニハ森林火災國

營保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要

ス

前項ノ審査ノ請求ハ时效ノ中斷ニ關シ

テハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

森林火災國營保險審査會ニ關スル事項

ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 本法ニ依ル森林火災保險ニ

關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第二十四條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ保險事務ノ一部ヲ市町村ヲシテ取扱

ハシムルコトヲ得

政府保險受取ノ事務ヲ市町村ヲシテ

取扱ハシムル場合ニ於テハ其ノ受取り

タル保險料ノ百分ノ五ニ相當スル金額

ヲ其ノ市町村ニ交付ス

前二項中町村トアルハ町村制ヲ施行セ

ザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス
第一項ノ規定ニ依リ保險契約ノ解

除ヲ爲シタル場合ニ於テ殘存保險期

第二十五條 本法ニ依ル森林火災保險ニ

關シ本法及本法ニ基キテ發スル命令ニ規定セザル事項ハ商法中損害保險ニ關スル規定ニ從フ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ勅令ヲ以テ指定スル地區ニ之ヲ施行セズ

森林火災保險特別會計法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年三月十九日

衆議院議長 富田幸次郎

貴族院議長 公爵近衛文麿殿

森林火災保險特別會計法案

森林火災保險特別會計法

第一條 森林火災保險事業ヲ經營スル爲

特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ

歲出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於テハ保險料、積立金ヨリ生ズル收入、借入金及附屬雜收入ヲ

以テ其ノ歲入トシ保険金、保險料ノ還

付金、無事戻金、借入金ノ償還金及其

ノ利子、一時借入金ノ利子、事業取扱

ズルトキハ之ヲ積立ツベシ

本會計ノ歲計ニ不足アルトキハ積立金

ヨリ之ヲ補足スベシ

第四條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル

爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔

ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得

料ノ還付金ヲ支辨スルニ不足スル額

並ニ保險料中無事戻金ニ充ツル金額ヲ以テ無事戻金ヲ支辨スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第七條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第九條 本會計ノ每年度歲出豫算ニ於ケル事業費ノ支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第十條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○國務大臣山崎達之輔君演壇ニ登ル

案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、漁船ハ申ス迄モナク漁業者ニ取リマシテ最も重要な資源ノ一つデゴザイマシテ、同時ニ漁業經營上缺クベカラザル生産ノ要具デゴザイマス、然ルニ年々不測ノ灾害ニ因リマスル漁船ノ被害ハ相當ニ上ツテ居リマスルノデ、適切ナル保険制度ヲ確立致シマシテ、漁船ノ

ヲ容易ナラシムマシテ、漁業經營ノ改善ヲ期シ、更ニ進ンデ漁業者ノ生業ヲ保障致シマスル途ヲ講ジマスルコトハ、極メテ緊要ノコトト存ズルノデアリマス、仍テ政府へ新タニ漁船保險法ヲ制定致シマシテ、漁船所有者ヲシテ漁船保險組合ヲ組織致サセマシテ漁船ノ損害ニ付テ相互保險ヲ行ヘシムルコトト致シタインデアリマス、尙其ノ再保險ニ付キマシテハ、政府ニ於テ是ヲ管掌スルコトト致シマシテ、由テ以テ保險經營ノ基礎ヲ鞏固ナラシムコトヲ期スル次第アリマス、デ之ニ關聯致シマシテ漁船再保險特別會計法ノ制定ノ必要ヲ認ムルモノデゴザイマス、即チ漁船保險法ニ基キマシテ、政府ノ經營致シマスル漁船再保險事業ニ關スル歲入歳出ハ、之ヲ一般會計ト區分致シマシテ經理スルコトガ適當デアルト存ジマスルノデ、特別會計ヲ設置セムトスル次第アリマス、何卒御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ切望致シマス、次ニ森林火災關係ヲ有スルモノニアリマスコトハ申ス迄モナイコトデゴザイマシテ、森林ノ火災ニ因ル被害ハ御承知ノヤウニ著シキモノガゴザリマシテ、府縣民有林ノ被害ニ付テ見マシテモ、毎年平均一萬町歩ヲ超エテ居ル情況デアリマス、價格ニ致シマシテ約二百萬圓ヲ算スル狀態デゴザイマス、殊ニ幼齡林努力トヘ一朝ニシテ鳥有ニ歸スル次第デゴザリマシテ、而モ一旦火災ニ罹リマスル時ハ全ク無價値トナリマシテ、多大ノ投資ト

テ、又木材資源ノ保蔵ニモ支障ヲ來シマシ
トナツテ居ルノニアリマス、從ツテ特ニ幼齡
林ニ付キマシテ、火災保險ノ制度ヲ立テマ
シテ、其ノ損害ヲ補填致シ、火災跡地ノ再
造林ヲ容易ナラシメマスルコトハ緊要ノコ
トト存ジマス、火災保險ノ事業ハ民間ニ於
テモ若干行ハレテ居リマスケレドモ、殆ド
其ノ普及ハ見ルベキモノガナイノデゴザリ
マシテ、殊ニ幼齡林ニ付キマシテハ、保險ニ
付セラレテ居ルモノハ殆ドナイ狀態ニアリ
マス、仍テ政府ハ特ニ二十年生以下ノ人工
植栽林ニ付キマシテ、國營火災保險ノ制度
ヲ樹立致シタク考ヘテ居ル次第アリマス、
尙此ノ保険制度ニ伴ヒマシテ、政府ノ經營
シマスル森林火災保險事業ニ關シマスル歲
入歲出ハ、之ヲ一般會計ト區分シテ經理ス
ルコトガ適當デアルト存ジマスルノデ、之
ガ爲ニ特別會計ヲ設置セムト欲スルモノデ
アリマス、何卒速カニ御審議ノ上、御協贊
ヲ與ヘラレマスルコトヲ希望致シマス
〔子爵野村益三君發言ノ許可ヲ求ム〕

アリマス、其ノ數年來ノ懸案ヲ、農林當局ニ於カレマンテ本年度提案サレタト云フコトニ付テハ、我々ハ大イナル感謝ヲ致シ來ツテ居ルノデアリマス、又衆議院ニ於キマシテモ慎重審議、熟誠ナル考究ノ下ニ之ヲ可決確定サレマシテ、即チ今日茲ニ現レ來タ譯デアリマス、而シテ衆議院ニ於キマシテハ所謂希望決議六項ヲ議決致シマシテ、其ノ實現ヲ希望シタコトモ、是モ御承知ノコトト存ジマス、ソレハ「本法制定ノ趣旨ヲ徹底セシムル爲保険金額算定標準ヲ引上クルト共ニ保険料金ヲ引下クヘシ」、「之ガ一ツデアリマス、將來漁船再保險特別會計ニ剩餘金ヲ生シタルトキハ保険料金引下ノ資ニ充當スヘシ」、「之ガ二ツデアリマス、我國「漁村ノ現状ニ鑑ミ本法運用ニ當リテハ特ニ中小漁船ニ對シテ特ニ意ヲ用フヘシ」、「之ガ三ツデアリマス「海難防止並漁業從事者及其ノ遭難遺族救護ニ關スル施設ヲ講スヘシ」、「之ガ四ツデアリマス「漁業組合中央金庫ヲ速ニ設置スヘシ」、「之ガ五ツデアリマス、最後ノ第六ニハ「水產資源開發ノ爲沿岸魚介類ノ繁殖保護並遠洋漁業ノ振興ヲ計ルヘルシ」、以上六項ヲ可決致シマシテ、所謂希望決議トシテ之ヲ附帶セシメタノデアリマス、私ハ此ノ機會ニ於キマシテ、農林大臣ニ、此ノ衆議院ノ希望事項ニ付キマシテ、ドウ云フ御所見ヲ有シテ居ラル、カ、竝ニ之ニ對決議トシテ之ヲ附帶セシメタノデアリマス、スル御意見ヲ大體承ツテ見タイト思フノ度ニ於テ此ノ希望決議ニ御賛成デアルカトアリマス、勿論此ノ趣旨ニ於キマシテハ大體御異議ガナカラウト思フノデアリマス、唯私ノ欲望ヨリ申シマスレバ、如何ナル程ニ止ラナイト存ズルノデアリマス、是ガ私

ノ質疑ノ要項デアリマス
〔國務大臣山崎達之輔君演壇ニ登ル〕
○國務大臣（山崎達之輔君） 野村子爵ニ御答ヲ申上ゲマス、衆議院ニ於テ附セラレマシタ附帶決議ニ付キマシテハ、野村子爵モ仰セニナリマシタヤウニ、其ノ趣旨ハ尤モダト考ヘテ居ルノデアリマシテ、從ツテ政府トシマシテハ之ガ實現ニ對シマシテ、十分ノ考慮ヲ加ヘタイト考ヘテ居ルノデアリマス

○子爵池田政時君 只今上程サレマシタ漁船保險法案外三件ハ、重要法案デアリマスルガ故ニ、其ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長（公爵近衛文麿君） 池田子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス
〔角倉書記官朗讀〕

漁船保險法案外三件特別委員

公爵鷹司	信輔君	侯爵小村	捷治君
伯爵堀田	正恒君	子爵野村	益三君
子爵保科	正昭君	子爵戸澤	正己君
松井	茂君	男爵紀	俊秀君
男爵井上	清純君	男爵橋本	正輝君
西本健次郎君		山本	米三君
岩崎	清行君		

改正法律案、日程第九、母子保護法案、政
府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員
長報告、是等ノ三案ヲ一括シテ議題ト爲ス
コトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認
メマス、委員長、柳原伯爵

〔左ノ報告書ヘ朗讀ヲ經サルモ參
照ノ爲メ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

軍事救護法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十二年三月十八日
委員長 伯爵柳原 義光
貴族院議長公爵近衛文麿殿

救護法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十二年三月十八日
委員長 伯爵柳原 義光
貴族院議長公爵近衛文麿殿

母子保護法案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

報告申上ダマス、此ノ三法律案ニ付キマシ
テハ、去ル三月十六日、十七日及十八日ノ
三日間ニ互リマシテ、特別委員會ヲ開キ、
審議ヲ致シタノデゴザイマス、先ツ軍事救
護法中改正法律案ニ付テ申上ダマスト、内
務大臣ヨリ本案提案ノ理由ノ説明ヲ聽取致
シマシタ後、法律ノ内容及法律施行ニ要ス
ル經費豫算、竝ニ現行法ノ施行情況等ニ付
テ、各委員ヨリ詳細ナル質問並ニ意見ノ陳
述ガゴザイマシタ、之ニ對シマシテ内務、
陸軍省ノ政府委員ヨリソレへ答辯ガアリ
マシテ、慎重審議ヲ致シタノデゴザイマス、
要スルニ本改正法律案ヘ、法律ノ名稱ヲ改
メマスルト共ニ、扶助ヲ受クベキ傷病兵並
ニ家族、遺族ノ範圍ヲ擴張シ、扶助セラル
ベキ條件ヲ緩和シ、以テ軍事扶助ノ徹底充
實ヲ圖ラムト致スノガ、本案ヲ提出セラレ
マシタル精神デアリマス、其ノ趣旨ト致ス
所ハ誠ニ結構ト存ズルノデアリマス、討論
ニ入リマシテ一委員カラ、軍事扶助法ヘ一
般ノ救貧法制トヘ全ク其ノ趣旨ヲ異ニ致シ
テ居ツテ、兵役ノ大任ニ服シタル者、又ハ其
ノ家族、遺族ニ對シテ國家ノ爲スベキ義務
トシテ扶助スルノデアリマスカラ、此ノ意
味ヲ十分徹底致スヤウニシテ欲シイ、即チ
此ノ意味ヲ十分諒トセラレテ、本法施行ニ
當ツテハ遺憾ナキヲ期セラレタイ旨ノ希望
意見ノ陳述ガアツタノデゴザイマス、次ニ救
護法中改正法律案ニ付テ申上ダマス、本案
ハ救護ヲ要スル者ノ増加ニ伴ヒマシテ、益
其ノ徹底ヲ期スル爲ニ、國庫補助率ノ改正
ヲ爲サムトスルノガ本案ノ提出セラレタ主
要ナル事柄デアリマシテ、併セテ方面委員
令ノ施行ニ伴ヒ、此ノ方面委員令ニ依ル方
面委員ヲ以テ本法ノ委員ニ代ヘ、又新タ
ス

=被救護者ノ扶養義務者ヨリモ救護費用ヲ
徴収シ得ルコトノ規定ヲ致サムトスルモノ
ニマス、三案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異
デアリマシテ、此ノ改正法律案ニ付キマシ
審議ヲ致シタノデゴザイマス、先ツ軍事救
護法中改正法律案ニ付テ申上ダマスト、内
務大臣ヨリ本案提案ノ理由ノ説明ヲ聽取致
シマシタ後、法律ノ内容及法律施行ニ要ス
ル經費豫算、竝ニ現行法ノ施行情況等ニ付
テ、各委員ヨリ詳細ナル質問並ニ意見ノ陳
述ガゴザイマシタ、之ニ對シマシテ内務、
陸軍省ノ政府委員ヨリソレへ答辯ガアリ
マシテ、慎重審議ヲ致シタノデゴザイマス、
要スルニ本改正法律案ヘ、法律ノ名稱ヲ改
メマスルト共ニ、扶助ヲ受クベキ傷病兵並
ニ家族、遺族ノ範圍ヲ擴張シ、扶助セラル
ベキ條件ヲ緩和シ、以テ軍事扶助ノ徹底充
實ヲ圖ラムト致スノガ、本案ヲ提出セラレ
マシタル精神デアリマス、其ノ趣旨ト致ス
所ハ誠ニ結構ト存ズルノデアリマス、討論
ニ入リマシテ一委員カラ、軍事扶助法ヘ一
般ノ救貧法制トヘ全ク其ノ趣旨ヲ異ニ致シ
テ居ツテ、兵役ノ大任ニ服シタル者、又ハ其
ノ家族、遺族ニ對シテ國家ノ爲スベキ義務
トシテ扶助スルノデアリマスカラ、此ノ意
味ヲ十分徹底致スヤウニシテ欲シイ、即チ
此ノ意味ヲ十分諒トセラレテ、本法施行ニ
當ツテハ遺憾ナキヲ期セラレタイ旨ノ希望
意見ノ陳述ガアツタノデゴザイマス、次ニ救
護法中改正法律案ニ付テ申上ダマス、本案
ハ救護ヲ要スル者ノ増加ニ伴ヒマシテ、益
其ノ徹底ヲ期スル爲ニ、國庫補助率ノ改正
ヲ爲サムトスルノガ本案ノ提出セラレタ主
要ナル事柄デアリマシテ、併セテ方面委員
令ノ施行ニ伴ヒ、此ノ方面委員令ニ依ル方
面委員ヲ以テ本法ノ委員ニ代ヘ、又新タ
ス

○議長(公爵西大路吉光君) 三案全部、第一
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 賛成
メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認
メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認
メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 三案全部、第一
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 賛成
メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認
メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認
メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認
メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 三案全部、第一
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 賛成
メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認
メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第十、絲價
安定施設法案、日程第十一、絲價安定施設
特別會計法案、政府提出、衆議院送付、第
一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ兩案ヲ一
括シテ議題ト爲スコトニ御異議ハゴザイマ
セ又カ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認
メマス、委員長稻田男爵

絲價安定施設法案

昭和十二年三月十九日

絲價安定施設特別會計法案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和二年三月十九日

〔男爵稻田昌植君演壇ニ登ル〕

○男爵稻田昌植君　総價安定施設法及総價
安定施設特別會計法、兩案ノ特別委員會ノ
審議ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、
本案ノ要旨ハ嘗て此ノ議場デ提案サレマシ
タ時ニ、農林大臣カラ御説明ノ中ニアリマ
シタケレドモ、御了解ニ便スル爲ニ、其ノ
要點ダケヲ再ビ此處デ私カラ申上ゲマス、
本兩案ノ目的ハ、生絲ノ價格ノ異常ナル騰
貴及異常ナル低落ノ防止ヲ圖リマシテ、以
テ蠶絲業ノ安定及發達ヲ期スルニアルノデ

官報號外 昭和十二年三月二十一日

貴族院議事速記錄第十九號

絲價安定施設法案外一件

第一讀會ノ續

アリマス、此ノ目的ヲ達スル爲ニ、其ノ手段ト致シマシテ製絲業者ヲシテ絲價安定施設組合ヲ組織セシメ、生絲ノ賣買又ハ共同保管ヲ行ハシメルノデアリマス、而シテ政府カラ現在政府ガ所有致シテ居リマスル、五萬俵ノ生絲ト七千萬圓ヲ合セテ特別會計ヲ設置致シマシテ、之ヲ援助セシムルノデアリマス、是方此ノ兩案ノ目的及内容ニアリマスルガ、此ノ蠶絲政策ニ付キマシテハ、數年前原蠶種ノ國家管理法ガ制定サレ、昨年ハ產蠶處理統制法ガ制定サレ、而シテ今回此ノ絲價安定施設ニ關スル法案ガ通リマスルト云フ、從來農林當局ガ蠶絲對策トシテ持ツテ居ラレマスル三大政策、即チ生產費ノ低下、價格ノ安定及需要ノ増進ノ三大項目ニ對シマスル主ナル法律上ノ制定ハ、一段落ガ著クサウデアリマス、此ノ法案ニ對シマシテハ、衆議院ニ於キマシテモ可ナリノ論議ガ費サレタノデアリマスガ、本院ノ委員會ニ於キマシテモ各委員カラ相當ノ、質ニ於テモ量ニ於キマシテモ質問ガ多カッタノデアリマス、而モ其ノ質問ハ何レモ重要ナル質問ノミデアリマシテ、此ノ御報告ヲ總テスペキデアリマスルガ、非常ナ時間ヲ要シマスノデ、總括の御報告ニ止メサンテ戴キタイト思ヒマス、其ノ第一へ本法案ガ農民負擔増加ノ結果ヲ招來セザルヤト云フ御質疑デアリマス、即チ本法ニ依リ負擔ヲ農民ニ轉嫁セザルヤ、或ハ製絲家ニ厚ク度ガアルガ、是ハ製絲家ノ「コスト」ノ中ニ加算セラル、ガ故ニ、是ハ結局養蠶家ニ轉稼セラル、憂ガナイデアラウカ、更ニ第二ノ

產費ノ全部ヲ保障セズシテ一部ノミヲ基準トシテ決定スルコトニナツテ居ルガ如キハ、是等ヲ總括シテ批評スレバ、農民ノ負擔ニ轉稼スルト云フコトニナルノデハアルマイカト云フ御質疑デアリマス、之ニ對シマンテ農林當局ノ御答辯ト致シマシテハ、積立金ハ各種ノモノヲ包含シテ出來上づテ居ルモノデアリマスガ、是ガ必ズ全部養蠶農家ニ行クモノトハ考ヘラマセヌ、何レニ轉稼サレマスヤハ其ノ時ノ情勢ノ強弱如何ニ依リマス、第二ノ點ニ對シマシテハ生產費ヲ全部保障シナイト云フコトハ、繭ハ米ノ如ク必需品デハゴザイマセヌ、而モ國際商品デアリマシテ、而モ其ノ上競争纖維ト云フモノモ存在致シテ居ルノデアリマス、從ツテ此ノ三點カラノ理由ニ依リマシテ、優良品ヲ出来ルダケ安價ニ賣ラナケレバイケナインデアリマス、生產費ヲ保障致シマスレバ生産ガ增加致シマシテ、又生產費低下ノ努力モナク、又國家財政上ノ立場ヲ更ニ顧慮シタ結果、此ノ方法ヲ執ツクノデアル、要スルニ製絲家ニノミ厚クシテ、養蠶農家ニ薄クシタ譯デハ斷ジテナイト云フ御答辯デアリマス、第二ノ重要ナル御質疑ハ、賣買價格決定ノ件デアリマスルガ、此ノ賣買價格ノ決定ハ、賣渡價格即チ最高價格ハ、競爭纖維ノ價格ト物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參照シテ定メ、買入價格即チ最低價格ハ、繭生產費中ニ於キマスル現金支出額ニ自給基礎トシテ算出シタル生絲價格ト、物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ定メルノデアリ

ニマスガ、此ノ買入價格ニ付キマシテハ先程
之ニ觸レマシタカラ、再ビ申上ゲルコトヲ
省キマス、賣渡價格ニ付キマシテハ高値ヲ
圖ルト云フコトヨリモ、價格ガ「コンスタ
ント」デアル方ガ宜イト思フ、又棚上政策
所謂「ストック」政策ヨリモ、賣急ガ方ガ宜
イノデハナイカト云フ御質疑ガアッタノデ
アリマス、之ニ對シマシテ農林當局ノ御答
辯ト致シマシテハ、價格ノ安定方法トシテ
ハ大體釘付ケトスル方法ト、極端ナル高低
ヲ防ギ、一定値幅ヲ残ス方法トノニツガア
ルノデアリマスガ、生絲ト云フモノハ販賣
ニ努力ヲ要スルコトガ大デアリ、或値幅ヲ
有スルコトガ商賣上面白味ヲ興ヘルト云フ
點、或ハ爲替關係ノ上カラ云ヒ、或ハ統制
上ノ便宜ノ三點カラ考ヘテ、斯ノ如キ方法
ヲ執ッタノデ、「ストック」政策ニ付キマシ
テハ、制度トシテ行フ場合ハ、應急的ナ處
理ヨリモ恆久的ナ施設ヲスル方ガ宜シカラ
ウ、高値ヲ定メル必要ト云フコトハ、下値
メナイト云フコトハ、却テ弊害ガアルト思
タガ故ニ、此ノ政策ヲ執ッタノダト云フ御答
辯デアリマス、重要ナ御質疑ノ第三點ハ、特
別會計運用ニ關スル點デアリマシテ、是ハ
主トシテ米穀特別會計ニ於キマスル論難ニ
對スルモノト比較シテノ御論議デアッタノ
デアリマス、ソレニ對シマシテ農林當局ノ
御答辯ハ、此ノ絲價安定施設ノ特別會計ハ
米穀ノ特別會計トハ可ナリ其ノ性質ヲ異ニ
致シテ居ルノデアリマス、其ノ一つハ、生
絲ノ買入價格ト云フモノガ生產費ノ全部ヲ
保障セザル程度ヲ目標トシテ居リマスガ故
ニ、比較的低位ニ定メラレテ居リ、且保管

古絲ノ格下ト云フモノモ低廉アリ、米ノ如ク所謂料ト云フモノモ低廉アリ、米ノ如ク所謂ノ點ガ非常ニ有利ナ點デアリマシテ、而モ假令賣渡價格ニ價格ガ騰貴致シマセヌデモ、新シキ用途及販路ニハ自由ニ賣レマスガ故ニ、此ノ特別會計ハ運用ニ相當ノ注意ヲ加ヘレバ、極メテ妙味アル運用ガ出來、從ツテ米穀特別會計ニ於ケルガ如キ御批評ハ十分避ケ得ラレルモノデアルト云フ御答辯デアリマス、以上ノヤウナ各三ツノ主ナル部門ニ綜合サレマシタ御質疑方大部分デアッケト存ジテ居リマス、以上デ大體ノ質疑ヲ終リマシテ討論ニ入り、各委員カラ從來質疑ヲサレマシタ點ヲ更ニ強ク強調サレ、當局ノ注意ヲ促サレテ贊成ノ意ヲ表サレ、滿場一致可決サレマシタノデアリマス、最後ニ一言附加ヘテ置キタイコトヘ、一委員カラ此ノ本法施行ニ際シマシテ希望決議ガ提出サレ、是亦滿場一致デ可決サレマシタノデアリマス、只今ソレヲ朗讀致シマス

分ケマシタート一ノ、會計法運用ノ點ト農家ニ負擔ヲ歸サシメザルト云フニ點ヲ現シマシタモノデアリ、第二ノ希望決議ノ條項ハ、所謂此ノ絲價安定施設ヘ、生産統制ヲ伴ハザレバ其ノ完璧ヲ期シ難イト云フコトヲ、普通蠶種ノ國家管理及桑園調整ト云フ言葉デ現シタモノデアリマス、以上デ御報告ヲ終リマス

○議長（公爵近衛文麿君） 御發言ガナケレバ採決ヲ致シマス、兩案ノ第一讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長（公爵近衛文麿君） 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス

○議長（公爵近衛文麿君） 兩案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス

○子爵植村家治君 賛成

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認
メマス

○議長（公爵近衛文麿君） 決議通リテ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認
メマス

○議長（公爵近衛文麿君） 是ニテ日程ハ全
部終了致シマシタ……田中館君ハ御發言ノ
御要求ガアルサウデアリマスガ、ドウ云フ
コトデスカ

〔田中館愛橋君演壇ニ登ル〕

○田中館愛橋君 昨日ノ新聞デ……

○議長（公爵近衛文麿君） 田中館君ニ伺ヒ
マスガ、ドウ云フコトヲ御述ニナルノデス
カ、緊急ノ質疑ヲナサラウト云フノデアリ
マスカ

○田中館愛橋君 ハイ

○議長（公爵近衛文麿君） 然ラバ其ノ動議
ハ一名ノ賛成者ガナケレバ成立致シマセ
ヌ……然ラバ動議ノ内容ダケラ御述ヲ願ヒ
マス

○田中館愛橋君 動議デヘゴザイマセヌデ
スガ……

○議長（公爵近衛文麿君） 質疑ヲナサリタ
イト云フ動議ヲ御述ラ願ヒマス

○田中館愛橋君 航空機ノ故障ニ付キマシ
テ質疑ヲ致シタク存ジマス、御賛成ガゴザ
イマスレバ、質疑ヲ致シタイト思ヒマス

○伯爵柳原義光君 賛成ヲ致シマス

○議長（公爵近衛文麿君） 田中館君ガ緊急
質疑ヲ致シタイト云フ動議ヲ出サレマシタ
ガ、御異議ハゴザイマセスカ

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認
メマス、田中館君
○田中館愛攝君 民間航空ニ付キマシテハ、皆様モ御一同御心配デアリマス、民間航空ニ最モ大切ナルコトヘ安全ト云フコトデアルト存ジャマス、不幸ニシテ我が國ニ於キマシテハ時々事故ヲ起シマシテ、貴重ナル犠牲ヲ拂ヒマス、軍部ニ於カレマシテハ勿論、時局ニ顧ミテ猛演習ト云フコトヲナサイマスル故ニ、是ハ遺憾ナガラ已ムヲ得ザルコトト察シマス、民間飛行ニ於キマシテハサウ云フコトヘアリマセヌカラ、成ルタケ安全ニ飛行ノ出來ルト云フコトガ、民間飛行ヲ獎勵シ進歩致サシムルニ最モ大切ト存ジマス、昨日ノ新聞デ承知致シマシタ所デハ、一昨日長岡附近ニ於キマシテ、越後方面ニ飛ビマス所ノ飛行機ガ低空飛行ヲ致シマシテ、樹ニ當ッテ悉ク破壊ラシテ、操縦者竝ニ一人ノ乗員、二名トモ慘死ラ遂ゲタト云フコトデアリマス、毎度ナガラ實ニ深憂ニ堪ヘマセヌ、本員ノ如キモ、多少航空ニ關係シテ居リマス以上、誠ニ申譯ノナイ次第ト心痛致シマス、新聞ニ依リマスト云フト、風雪ノ爲ニ航路ガ分ラナクナッテ樹ニ當ツタ云フコトデアリマス、斯ウ云フ時ニハ無線電信ヲ以テ其ノ位置ヲ正シ、或ハ他ノ著陸場ノ天候ヲ無線電信ヲ以テ聽クト云フコトヘ、新聞デモ皆様御承知デアリマス、本員ノ承知シテ居リマス所デハ、此ノ飛行機ニハ無線電信ガ備ヘテナカツタヤウニ思ヘレルノデアリマス、若シソレガアリマシタナラバ、ドウシテ問合セラシナカツタカ、ソレモ分リマセヌガ、御當局ニ伺ヒタウゴザイマス、無線電信ノ設備ノ如キヘ我ガ國ニ於キマシテモ其ノ技術ガ相當ニ發達シテ

居リマス故ニ、左程ノ困難ナシ、飛行機ノ
値ノ一少部分ヨリ掛ラヌノデアリマス、此
ノ無線電信ニ依ツテ天候ヲ聞合セ、或ヘ自分
ノ居ル場所ヲ聞合セルト云フコトガ出来ル
ノデアリマスガ、是ガ不幸ニシテ今度ノ飛
行機ニ應用サレテ居リマセヌ、是ガ一ツデ
アリマス、序ナガラ、モウ一つハ、此ノ頃
ヘ空中航路ト云フモノヲ作リマス、空中ニ
無線電信デ二箇所カラ信號ヲ送リマシテ、
ソレノ切リ合ヒニ依ツテ直線乃至ヘ曲線ニ、
飛行機ノ行クベキ路ヲ示シマシテ、其ノ線
路カラ右ニ出レバ右ノ印ガ出ル、左ニ出レ
バ左ノ印ガ出ル、其ノ間ヲ安全ニ行ケルノ
デアリマス、先達テ米國ノ飛行技師ノ参リ
マシタ者ニ聽キマスレバ、「アメリカ」ノ民間
飛行ハ總テ此ノ空中航路ヲ連ツテ飛ブ、而シ
テ乗客デサヘモ、今右ニ出タ、左ニ出タト
云フコトガ直チニ分ルヤウニナツテ居ルト
云フコトデアリマス、先達テ朝日新聞ノ飛
行機ガ「シヤム」ニ國際飛行ヲ致シマシタ
ガ、直接此ノ乗員ヨリ其ノ飛行ノ情況ヲ聽
取りマシタ、非常ナ困難ヲシテ往復シタノ
デアリマス、其ノ一ツヘ空中航路ノナカッ
タコトハ大ナル苦痛ノヤウニ考ヘラレマ
ス、是ハ幸ニシテ何事モナク往復ガ出來タ
ノデアリマス、此ノ航路ノコトニ於キマシ
テハ嘗テ菱刈大將ガ新京ニオイデノ時ニ、
「是ハ本國ニ於テハ早急ニハ出來マスマイ、
豫算ノ款項目ガヤカマシイカラ出來マイガ、
ゲマシタ、電信會社、イヤ電信會社デヘゴ
路ヲ御試シニナルコトヲ希望致シマス」ト
云フコトヲ「ヨーロッパ」ノ歸リ掛けニ申上
満洲アリデ軍用トシテデモ、此ノ空中航
路ヲ御試シニナルコトヲ希望致シマス」ト
話シマシタ、不幸ニシテマダ實現致シマセ

ヌ、殊ニ民間飛行ニ於テ郵便物ヲ運ブモノナドニ於キマシテハ、急グカラコソ飛行郵便ニ賴ムノデアリマス、是ガ故障ヲ起シマスト云フト、非常ニ其ノ效力ヲ減ジル次第デアリマスカラ、此ノ無線電信ヲ民間飛行ニ備ヘサセルコトヲ速カニ實行セラレムコトヲ希望致シマス、其ノ點如何デアリマセウカ、之ヲ伺ヒマス、先達テモ此ノ席ヨリ式ガ始マリ、新シイ使用方法ガ行ハレル時代ニ於キマシテハ、豫算ノ款項目ト云フモノヲ餘リニ規則ヅクメニ縛ラレルト云フコトハ如何デアリマセウカ、是ハ何トカシテ宜シク酌量ヲセラレマシテ、此ノ日進月歩ノ交通機關ニ發達ヲ遂ゲサセルヤウニ伺タノデアリマス、海軍大臣ハ政府ヲ代表セラレマシテ、ソレハ成ルベクサウ云フコトヲシヨウト思フ御答辯デゴザイマシタガ、ドウカ此ノ無線電信ヲ飛行機ニ備ヘルト云フコトヲ、速カニ御實行ニナルコトヲ御計ラヒニナリマセヌカ、如何デゴザイマスカ、此ノ簡単ナル御伺ヲ致シマス

ス、ソレガ爲ニ墜落ヲ致シマシテ、誠ニ遺憾ナコトデアリマスルガ、操縦士二名ハ慘死ヲ遂ゲタ事實ガアルノデアリマス、此ノ飛行機ハ昨年ノ八月ニ始メテ使ヒマシタノデ、今日迄マダ二百時間以内ノ使用デアリマスルノデ、必ズシモ古イ飛行機ト申スコトハ出來ナイノデアリマス、尙操縦士モ相當ノ手腕ヲ持ツテ居ツタノデアリマスルケレドモ、誠ニ意外ナル天災ニ遭ヒマシテ、斯クノ如キ不幸ナ事實ノ起リマシタノハ、當局ト致シマシテモ返ス／＼モ殘念ニ存ジテ居ルノデアリマス、田中館君ノ御話ノ通りニ民間飛行ハ飽クマデ安全デナケレバナラスト思ツテ居リマス、幸ニ民間練習ノ場合等ニ於テ故障ノ生ジタコトガアリマスルケレドモ、最近ニ民間ノ航空ハ比較的安全ノ地位ヲ保ソコトガ出來テ居ツタノデアリマスルケレドモ、今回ノ出来事ハ誠ニ返ス／＼モ遺憾ナ次第デアリマス、其ノ原因ハ天災ニ依ルコトデアリマスルケレドモ、只今田中館君ノ御話ニナリマシタル通リニ、無線ノ設備ガ無カツタト云フ事柄ガ最大ノ原因ヲ爲シテ居ルノデハナイカト斯ウ考ヘテ居リマス、此ノ點ニ付キマシテハ、將來十分ナ注意ヲ加ヘタイト思ツテ居リマス、尙飛行機ノ安全ヲ圖リマスルノニヘ、無線電信、電話及ビ其ノ方向ヲ定メマスル「ラヂオ・ピーコン」ノ設備ガ、ドウシテモ必要ナシデアリマスルノデ、之ガ施設ヲ急イデ居リマスノデアリマスルケレドモ、今日マダ完全ニソレガ行ハレテ居リマセヌノデアリマス、是ハ速カニ其ノ設備ヲ完備致シマシテ、民間航空ニ對シテ一段ノ安全感ヲ與ヘタイト思ツテ居リマス

キマシテ、有難ウゴザイマシタ、ドウカ御述ニナリマシタ通り、速カニ實行ニナラムコトヲ希望致シマス、是デ終リマス
○議長(公爵近衛文麿君) 次ノ日程ハ決定次第、纂報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ヘ是ニテ散會致シマス
午前十一時二十分散會

